

関係する根拠規定、参考文献等

<p>1</p> <p>裁定の法的性質</p> <p>平成7年11月7日本村年金訴訟上告審判例に係る最高裁判例解説</p>	<p>社会保険関係給付の受給権が実体法上いつどのようにして発生するかは、その性質から当然導き出されるものではなく、結局、<u>立法政策により決せられるものである</u>。現行制度は、次の3類型に分類できる(成田頼明ほか編・行政法講義下巻173頁[高田敏執筆]参照)。</p> <p>(1)形成行為型 (2)確認行為型 (3)当然発生型</p> <p>この内、<u>国年法第16条(厚年法第33条)の裁定は、(2)の「確認行為型」とされており、この受給権は、行政庁による認定、決定、裁定等の確認行為によって初めて<u>具体的権利を発生させることとしている</u>ものである。</u></p> <p><u>確認行為型における確認行為も、これがなければ結局具体的受給権が発生せず、その行使が不可能であるから、<u>行政処分</u>に当たるものと解される。</u></p> <p><u>これに対して、(3)の「当然発生型」では、実体上の権利の発生等は、行政庁の行為をまたずに法律上当然に発生するから、そこに行政機関の行為が介在しても、それは既に発生している権利等に変動を及ぼすものとは考えられず、その処分性を肯定することはできないであろう(939頁から941頁)。</u></p>
<p>2 国年法施行規則 裁定請求</p> <p>老齢年金</p> <p>障害年金</p>	<p>第16条 法第16条の規定による老齢基礎年金(法附則第9条の3第1項の規定による老齢年金を含む。以下同じ。)についての裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。</p> <p>① 氏名、生年月日及び住所</p> <p>② 基礎年金番号</p> <p>③ 公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨</p> <p>2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>① 生年月日に関する市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下この節において同じ。)の証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができないときに限る。)</p> <p>② 国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>③ 共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者にあつては、当該共済組合(存続組合及び指定基金を含む。)又は日本私立学校振興・共済事業団が様式第1号により当該期間を確認した書類</p> <p>④ 令第14条に定める期間を有する者にあつては、当該期間を明らかにすることができる書類</p> <p>以下省略</p> <p>第31条 法第16条の規定による障害基礎年金についての裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。</p> <p>① 氏名、生年月日及び住所</p> <p>② 基礎年金番号</p> <p>③ 公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨</p> <p>2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>① 生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。)</p> <p>② 国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>③ 共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者にあつては、当該共済組合(存続組合及び指定基金を含む。)又は日本私立学校振興・共済事業団が様式第一号により当該期間を確認した書類</p> <p>④ 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</p>

	<p>⑤ 前号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態を示すレントゲンフィルム</p> <p>⑥ 障害の原因となった疾病又は負傷に係る初診日(疾病又は負傷が昭和61年4月1日前に発したものであるときは、当該疾病又は負傷が発した日を含む。)を明らかにすることができる書類(当該書類を添えることができないときは、当該初診日を証するの参考となる書類)</p> <p>以下省略</p>
<p>3(1)</p> <p>民法166条の「権利を行使することができる時」の解釈</p> <p>学説</p>	<p>期限の定めのある債権について、「権利を行使することができる時」は、「期限の到来した時」である(コメンタール 民法総則 第3版 394頁6行目、394頁下から8行目、注釈民法(5)総則(5)川島武宜、282頁6行目)。</p>
<p>3(2)</p> <p>国民年金法18条</p> <p>年金の支給期間及び支払期月</p> <p>(厚生年金保険法36条)</p>	<p>第18条 年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終るものとする。</p> <p>2 年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。</p> <p>3 年金給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。</p>
<p>3(3)</p> <p>民法166条の「権利を行使することができる時」の解釈の判例</p> <p>最高裁判例</p>	<p>民法166条の「権利を行使することができる時」(時効消滅)には、単に、その権利につき法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待できるものであることをも必要と解するのが相当(最高裁昭和40年(行ツ)第100号同45年7月15日大法廷判決・民集24巻7号771頁、最高裁平成4年(オ)第701号同8年3月5日第3小法廷判決・民集50巻3号383頁)である。</p>
<p>4</p> <p>権利の混同</p> <p>「年金の基本権と支分権およびその消滅時効」 青谷和夫、昭和41年5月、民商法雑誌52巻4の2号</p>	<p>「年金受取人は、条件成就の時(即時年金にあつてはただちに、すえ置年金または定期年金にあつては一定の年齢に達したとき、恩給や公務員退職年金にあつては年金恩給を受ける資格のある者が一定の条件をそなえて退職したとき)から終身間(終身年金の場合)または一定期間(定期年金、短期年金の場合)にわたって年金を請求しうる権利を取得するものである。この意味における権利を基本的請求権といっている。」</p> <p>「年金受取人の取得する年金請求権が、一個の包括的債権であるか、または多数の停止条件付債権の単純な集合であるかについては、かつて争われたことがあるが、今日の通説は、これをもって一個の包括的綜合債権であるとしている。基本的請求権は、定期定期に発生する一つの債権ではなく、定期定期の債権(支分権)を生み出す債権である。」</p> <p>「支分権は、基本権の存在を前提として、一定期間の経過するごとに、個々の現実な請求権として生じるのであるが、これを派生的請求権といっている。支分権は、基本権の存在を前提として発生し、その消滅によって消滅するのであるが、いったん発生した支分権はその後は独立した権利となる。」</p>